

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）地方自治法（昭和22年法律第67号）同施行令（昭和22年政令第16号）山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）本件調達に係わる入札公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成29年7月19日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気 一式

(2) 供給場所

知事が指定する場所

(3) 供給期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日まで

(4) 調達する物品等の仕様等

別添仕様書のとおり

3 入札に参加するために必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年山梨県告示第129号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（燃料・電力）のうち、「電力」に登録されている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるものでないこと。

- (7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (8) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することが認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

4 入札参加資格の審査

入札参加者で、3の(2)に該当しない者(本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者)は次により当該資格の審査を受けなければならない。

また、登録内容を変更しようとする者も同様とする。

(1) 資格審査申請書の提出期間

平成29年7月19日(水)から平成29年7月28日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

(2) 申請書の提出方法

申請書は提出場所に持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 審査に関する問い合わせ先及び申請書の提出場所

山梨県出納局管理課 調度担当

〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1395(直通)

5 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期限

この入札説明書の交付を受けた日から平成29年7月28日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

ただし、郵送による提出の場合、平成29年7月27日(木)午後4時までに到着するよう送付すること。

(2) 確認申請書の提出方法

確認申請書は、持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県総務部財産管理課 計画調整担当

〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1326(直通)

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

ア 入札参加資格の審査を受けている者は、3の(2)に該当することを証明する書類の写し(物品等競争入札に参加する者に必要な資格の審査結果通知書)

また、4により申請中の者は、当該審査申請書の写し。

- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 3 の（ 7 ）を確認するため小売電気事業者の登録通知の写し。
- エ 供給実績調書（様式 3）
- オ 適合証明書（様式 4）
- カ 返信用封筒（「速達」扱いとして切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。）

（ 5 ）入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、平成 2 9 年 8 月 7 日（月）までに郵便により発送する。

（ 6 ）その他

- ア 提出期限後の確認申請書等の差し替え、再提出は認めない。
- イ 提出された確認申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。
- ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

（ 1 ）手続き

平成 2 9 年 8 月 1 4 日（月）午後 4 時までには山梨県知事あての書面（様式は任意）を 5 の（ 3 ）の場所に持参して行わなければならない。

（ 2 ）回答

平成 2 9 年 8 月 1 7 日（木）までに郵便により発送する。

7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

（ 1 ）質問の受付

質問事項がある場合は、質問事項を簡潔にまとめ、質問書（様式 5）により、平成 2 9 年 7 月 2 8 日（金）午後 5 時までには、持参、郵送又は電子メールでのファイル添付により 5 の（ 3 ）の場所もしくは下記のメールアドレスに提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「入札説明書に関する質問」とし、送信後、5 の（ 3 ）の連絡先に到着を確認すること。

メールアドレス：zaisankanri@pref.yamanashi.lg.jp

（ 2 ）質問に対する回答書の公表

平成 2 9 年 8 月 1 0 日（木）までに山梨県総務部財産管理課のホームページに掲載するとともに、山梨県総務部財産管理課計画調整担当において回答書を配付する。

ホームページ：<http://www.pref.yamanashi.jp/zaisankanri/index.html>

8 入札及び開札の日時及び場所

- （ 1 ）日時 平成 2 9 年 8 月 2 2 日（火）午前 1 0 時
- （ 2 ）場所 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県防災新館 2 階 2 0 1 会議室
- （ 3 ）入札及び改札の立ち会い

ア 入札及び改札の立ち会いについては、入札者又はその代理人をもって行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加に際しては、知事から入札参加資格を有することの確認を受けた5の(5)の入札参加資格確認通知書(写しでも可)を持参すること。

ウ 代表者が出席する場合は、代表者の印を持参すること。代理人が出席する場合は、委任状(様式7)と当日出席する者の印鑑を持参すること。(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)

(5) 郵送による入札

郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書(様式6)のほか、入札金額の根拠となる施設ごとの計算内訳書(任意様式)、5の(5)入札参加資格確認通知書の写しを同封し、平成29年8月21日(月)午後4時までに、山梨県総務部財産管理課計画調整担当(〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に必着すること。

9 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。

(3) 入札金額は、県が提示する契約電力及び予定使用電力量(1カ年分)に対し契約希望単価を乗じて計算した施設ごとの金額(税込額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)の総合計金額を見積もることとし、その入札金額の根拠となる単価等がわかる施設ごとの計算内訳書(任意様式)を入札時に提出すること。

(4) 落札者決定にあたっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(総合計金額)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。

ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

(6) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書及び計算内訳書の引替え、変更、取り消しをすることができない。

(7) 入札の回数は2回を限度とする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても原則として入札を執行する。

ただし、郵送による入札の場合は、1回目の入札時に開札を行い、再度入札になった場合には、これを棄権したものとする。

10 入札の無効

規則第129条各号のいずれかに該当する入札のほか、次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札時刻に間に合わなかったとき
- (3) 指定の日時までに入札書及び計算内訳書が提出されないとき
- (4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札
- (5) 入札書及び計算内訳書の記載に不備のある場合
- (6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

11 落札者の決定方法

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。
ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

12 契約書の作成

別添契約書のとおり。

ただし、作成時における落札者との協議により必要な修正を行う。

また、本件調達における契約書は、調達における基本事項を定めるものとし、各需要者と落札者との個別供給契約については、別途、落札者の約款等に基づき行うものとする。

13 入札保証金

入札に参加しようとする者は、規則第108条に規定する入札保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第108条の2に該当する者は、これを免除する。この場合は、5の入札参加資格の確認と併せて審査を行い、免除の可否を5の(5)に併せて通知する。

14 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

15 違約金

規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

16 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に、3の入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達の担当

山梨県総務部財産管理課 計画調整担当

電話 055-223-1326(直通)

様式 1

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 公 告 日 平成29年7月19日

2 調達する物品等の名称及び数量 高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気 一式

3 供 給 場 所 知事が指定する場所

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下記契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

供給実績調書

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

印

供給実績一覧 (平成29年度)

発注者	供給先 (名称)	契約電力 (kW)	供給(予定)電力量 (kWh/年)	供給期間	備考
				平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

国及び地方公共団体への本年度の契約 (現在履行中のもの) とすること。

供給実績調書

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

印

供給実績一覧（平成27・28年度）

発注者	供給先（名称）	契約電力 （キロワット）	供給電力量 （キロワット時／年）	供給期間	備考
				平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

国及び地方公共団体への過去2年間（平成27・28年度）の供給実績とすること。

記入しきれない場合は、複数枚に記載すること。

上記に記載した実績について、それぞれ契約書の写し及び履行を証明する書類を添付すること。

本様式の記載事項をもって、入札保証金、契約保証金の免除の可否審査を行うため、年度ごとに本件予定数量と同等(以上)となる契約実績を記載すること。

様式4の別紙

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示¹しており、かつ、平成27年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)、平成27年度の未利用エネルギー活用状況、平成27年度の再生可能エネルギー導入状況、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
平成27年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上	20
平成27年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
平成27年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
グリーン電力証書 ² の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

- 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成28年7月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- 2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を山梨県に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力

証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を山梨県知事に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 「用語の定義」

用語	定義
平成27年度 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成27年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成27年度の二酸化炭素排出係数。</p>
平成27年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成27年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を平成27年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成27年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成27年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>(1) 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>(3) 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 平成27年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
平成27年度の再生可能エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。 (算定方式)</p> $\text{平成27年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{平成27年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))} + \text{平成27年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))}}{\text{平成27年度の供給電力量(需要端(kWh))}} \times 100$

	<p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 平成27年度の再生可能エネルギー電気の利用量（ + ）には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 平成27年度の供給電力量（ ）には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

様式 5

質問書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

商号又は名称
代表者氏名
担 当 部 署
担当者氏名
連 絡 先
印

「高等支援学校桃花台学園ほか1施設の電気調達(平成29年7月19日公告)について、次の事項について質問します。

入札説明書、 仕様書の 該当ページ等	質問内容

入 札 書 (第 回)

平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 後 藤 齋 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

上記代理人
氏 名 印

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)仕様書等熟覧のうえ、次のとおり入札
します。

- 1 名称及び数量 高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気 一式
- 2 供給場所 知事が指定する場所(仕様書の供給場所)

3 金 額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 4 内訳 計算内訳書のとおり

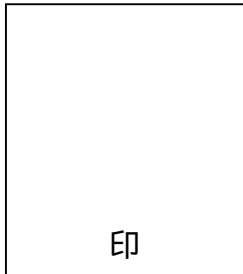
(注1) 力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による
再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないもの
とし、別に入札金額の根拠となる単価等のわかる施設ごとの計算内訳書を併せて提出
すること。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(注3) 金額の前に「金」又は「¥」を記入すること。

委任状

使用印鑑



当日、入札に使用する印鑑

受 任 者
(代 理 人)
住 所
商号又は名称
代理人氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

・一般競争入札に関する一切の行為

1 名称及び数量 高等支援学校桃花台学園ほか 1 施設で使用する電気 一式

2 供給場所 知事が指定する場所

3 委任期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

委 任 者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

山梨県知事 後藤 齋 殿

高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気調達基本契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気調達に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲の所管機関と乙とが、甲の高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気を需要に応じて供給する契約を締結するに当たり、基本となる事項を定めることを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）供給場所、供給仕様等

別紙「仕様書」のとおり

（2）契約単価

別紙「契約単価表」のとおり

（3）契約期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日まで

（4）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

（5）電気料金の請求及び支払に関しては個別の契約による。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第3号の規定により免除する。

（料金の算定）

第4条 電気料金は、仕様書に定める各供給場所の契約電力に契約単価表の基本料金単価を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量に契約単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。

ただし、基本料金は、仕様書によって算定された力率割引又は割増しを行うものとし、電力量料金は、仕様書によって算定された燃料費調整額を差し引き、又は加えるものとする。

2 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、仕様書の規定により算出された料金を加算するものとする。

(料金の支払等)

第5条 乙は、月毎に第4条により算出した金額の合計額(以下「料金」という。)を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲が前項の支払期日までに料金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

(単位及び端数処理)

第6条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (5) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54

号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

- (6) 乙に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (7) 乙に対し、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決(同法第66条第3項の規定により原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。)がなされ、同法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。
 - (8) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (9) 前4号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
 - (10) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (11) その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は甲に対し違約金として、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(損害賠償)

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(相殺予約)

第9条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(秘密を守る義務)

第11条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後(解除を

含む。)に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(関係法令の遵守)

第12条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第13条 この契約書に定めのない事項は、乙が定める電気需給約款によるものとし、当該需給約款に定めのないとき、又はこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 後藤 斎 印

乙